



過半数代表者選出チェックリスト



以下に該当する項目はありませんか？皆でチェックしよう！

★過半数代表者選出チェックリスト



- 休職者を含め、十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われましたか？
投票用紙にナンバリングや印付けなどはされていませんか？
- 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけはありませんか？
- 特定の候補に投票するよう声掛けをしていた人が選出手続きに関わっていませんか？
- 投票所につい立など、秘匿性を保つ工夫はされていませんか？
- 開票前に投票内容を確認されていませんか？
- 事前に周知された投票期間を変更し、前倒して開票が行われていませんか？
- 社友会の代表者が、選出手続きを経ずに過半数代表者になっていませんか？
- 選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名されていませんか？
- 投票後、誰に投票したのか、管理者に聞かれていませんか？

過半数代表者は、民主的な手続きによって、**労働者間で選出**しなければなりません。労働基準法施行規則の第六条の二には、過半数代表者が **“使用者の意向に基づき選出されたものでないこと”** と明記されています。使用者（会社）の関与を許すものではありません。会社が過半数代表者選出について掲示を出したり、投票所の準備をするのは、便宜上、あくまでも事務手続きを司るに過ぎません。**“過半数代表者は、労働者の代表の選出である”**ということをしつかりと理解し、選出が公平・公正に行われるかチェックしていきましょう！

もし、一つでもチェックリストに該当するものがあれば、分会・支部・地本へ連絡してください！

東労組は過半数代表者選出への、あらゆる会社の介入・不正は絶対に許しません！！